

## 令和3年度 第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議 議事録（要旨）

開催日時：令和3年12月16日（木）15:00～17:00

場 所：高知県庁 正庁ホール

議 題：次第参照

---

### 1 開会

新任委員の紹介（大城委員）。「高知県犯罪被害者等支援推進会議運営要領」第3条第2項の規定に基づき、第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）の議事録署名人として、木下委員及び笹岡委員を指名。

### 2 議題

#### （1）令和3年度第1回「犯罪被害者等支援推進会議」でいただいた意見に対する県の考え方

資料2「令和3年度第1回『高知県犯罪被害者等支援推進会議』でいただいた意見に対する県の考え方」（以下「第1回推進会議の意見に対する考え方」という。）について、いただいた意見に対する県の考え方及び今後の対応等を説明。併せて参考資料1「高知県犯罪被害者等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の申請～交付の流れ」について説明。

（委員）

資料2「第1回推進会議の意見に対する考え方」4番「SNS等を利用した広報・啓発について、ハード面及びソフト面での整備が必要」とあるが、広報紙で広報する場合、取材の手間や決裁のしるし等の時間がかかる。しかし、SNSでは写真を撮ってコメントを添えるだけで、簡単に載せられるため、情報発信のハードルも低い。高知市では、グループのフェイスブックに各課が投稿できるようになっている。若者が記事をフォローしてくれれば、情報を一気に広めることもできる。あまりかまえることなく検討していただきたい。

（事務局）

当課が主管する消費生活センター等でインスタグラムを利用した情報発信を行っている。犯罪被害者支援についても同じような方法でできるか等検討したい。

（会長）

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）のオンライン申請は可能か。

（事務局）

様式のダウンロードは可能。申請については、添付書類等もあるため、オンラインでは受付していない。

（会長）

申請の手続等について、FAQは公開しているか。

(事務局)

FAQは公開していない。

(委員)

補助金の申請にあたり、こうち被害者支援センター（以下「センター」という。）での面接を伴う。申請の流れや様式の書き方等について説明を行うこととしている。申請書類等をダウンロードして記入し、持参していただいてもすぐに申請を受理するとはならない。

また、高知県のホームページは、必要な情報を得るための目的のページまで行きづらい。制度があることを知っている支援者でもページにたどり着くのが容易ではない。ましてや、制度があることも知らない被害者の方が、調べようとしても支援制度の情報のページにたどり着くのは難しいのではないか。制度の検索方法まで記載したペーパー等を作成し、被害者に必要な情報が届けられるようにしていただきたい。

(事務局)

ホームページのつくりについては、県全体に関わってくる問題もあるが、当課として工夫ができることはないか検討したい。

(委員)

補助金について、申請の対象者に性犯罪被害者が入っているのは、高知県の制度の特色であるとする。性犯罪被害の場合には、様々な事情で警察への申告ができないこともあり、そのようなケースを排除しないために、申請時にセンターで面接を行い、被害について把握をする仕組みなのだと思う。

広報については、ホームページにアクセスし正確な情報を得られることが理想だが、誰が見ても誤解がない情報にしようとする、発信できる情報が限られてしまう。結果読んでもよく分からないとなりかねない。警察や医療機関、弁護士など、被害者に接する機会が多い方々に、制度について正確に理解してもらい、情報提供や、センターへつなぐことも一つの方法だと思う。

(事務局)

関係機関の方々に、制度について知っていただくことが、特に重要であると考えている。一般の方に、被害者の方への理解を深めていただくための広報・周知と、支援にあたる方々への広報・周知とを分けて考え、それぞれを充実させていきたい。

## (2) 高知県犯罪被害者等の支援に関する指針に基づく支援施策の取組

資料1『令和3年度上半期「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況（以下「指針に係る支援施策の取組状況」という。）』について説明。

(委員)

資料1：「指針に係る支援施策の取組状況」7ページの新たな経済的支援制度について、支援の仕組みの中でも非常に力を入れて取り組んだところだが、実績は問合せが1件、申請がな

しとある。事務局の説明では、該当の可能性のある犯罪が6件、性犯罪が9件とのことだが、これは支援制度の対象外であったのか、事情により申請に至っていないのか等、分析が必要ではないか。

被害者が支援制度を知っていれば良いが、被害に遭っていない方は広報をしたとしても、当事者でなければ聞き流すことが多く、全く知らないという前提で考えた方が良い。また、被害に遭ったことで様々なストレスを感じ、普段の冷静な状態ではない被害者が、支援制度を知り、申請に結びつくためには、関係機関からの情報提供が柱になると考える。その情報提供も、制度の周知をする広報的なものではなく、「センターを紹介するから行きなさい」という、一歩踏み込んだ支援が必要であると考え。そのうえで今度は警察や医療機関などの関係機関が、期間内に制度を紹介した件数や申請に結びついた件数を集計し、分析する必要があると考える。

つまり、被害者の目線に立った情報提供及びその情報提供の件数をもとに申請に結びついた件数などを検証することができるようになれば良いと考える。

(事務局)

「関係機関からセンターにつなぐ」という言葉は、「センターまで行き着くよう一歩踏み込んだ支援をお願いしたい」という趣旨。そのためにも関係機関の方に制度について正確に把握していただくことが重要であり、機会を捉えて情報提供等を行いたい。

また、一件一件の細かな情報までの把握はできていないが、警察に届出があった案件やセンターに相談があった案件については補助金につなぐことができている。しかし、性暴力被害に遭った被害者など、事情により警察に届け出ていない方にまで制度をつなぐことができているかという点については十分ではないと考えている。警察に届出をする被害者が、その前に市町村に相談に行くということはないと思うが、市町村や幅広い関係機関の方への周知により、届け出ていない被害者にも情報を届けられると考えている。

関係機関での紹介件数等の集計等については、可能かどうかも含め検討する。

(委員)

センターでは、医療従事者等研修会や養成講座を行っているが、その取組の中でセンターの活動を知っていただき、人と人とのつながりができてきており、先日被害者本人ではなく、医療従事者の方から、被害に関する連絡があった。広報・啓発を行ったことで終わるのではなく、その取組がどう活用されたかというところまで、検証していくことが重要であることを改めて考えさせられた。

11月に医療従事者研修会を実施し、医療従事者以外に多くの学校、教育、福祉関係の方に参加いただいた。参加者には、センターや県、県警察や産婦人科医会が連携して取り組んでいることを認識していただけたし、「来年の研修会にも参加したい」という声をいただいた。

また県では、市町村にも協力を求めながらハンドブックの改訂をしているが、市町村も被害者支援に目が向いていると思う。センターでも市町村に向けて情報発信することが必要であると考えており、そういった機運に乗じて、一つの組織だけでは難しいところもあるので、行動

を共にしていただけるようお願いしたい。

(事務局)

たくさんのご意見ありがとうございました。PDCAのC(検証・評価)の部分なので、委員の皆様からの意見を踏まえ、委託事業として進めていく中で評価をし、その内容をご報告していきたい。

(委員)

PDCAを回していく中で課題等も明らかになってきたこの時期であれば、令和4年度の予算の見積概要はもう公表されていると思うが、令和4年度予算見積りに、令和3年度の課題に対する対応策が反映されているかは、この資料では分からない。また、本日出た意見等も令和4年度の取組に反映できるかが分からない。まだ予算額までは確定していないと思うが、令和4年度の対応策や考え方等をお聞かせ願いたい。

(事務局)

今、予算の査定作業に入っているところ。昨年度の補助金のような、スキームが大きく変わるものは、来年度は予定していない。まずは既存の事業を動かし、課題等を検証した上で、対応が必要なものは反映していきたいと考えている。また、本日いただいた意見は、今年度の予算で対応できるものや、予算措置がなくても、広報の方法等で対応できるものも多くあると思う。今年度の事業や、来年度すぐの立ち上げに向けて反映させたい。

(会長)

広報・啓発など多額の予算がなくてもできるものは、速やかに取りかかるということによるのか。また、4月からスタートした支援制度の利用状況等についての詳しい説明がなかったが、制度の認知度であるとか、周知した人数等は調べているのか。

(事務局)

今は制度の周知に全力の状態、認知度等をどうやって測っていくかまでは準備できていない。今後、関係機関の方と相談し、制度の周知や課題の反映と同時平行で行っていきたい。

(委員)

資料1:「指針に係る支援施策の取組状況」について、センターが4月から11月までの間に受けた電話や面接等が、一般犯罪も含めて全体で306件、性暴力が203件、直接支援が全体で515件、性暴力被害の直接支援が327件となっている。センターでは、1人1人面接をし、支援制度等を紹介しているが、実績は医療費助成が1件、弁護士相談が1件、カウンセリングが1件のみ。該当者が増加すれば良いわけではないが、センターの支援件数から、該当者数はこれだけではないので、「十分周知はできており、該当となる被害がなくて良かった」とするのではなく、先程の医療従事者の話もそうだが、「潜在的な被害者はいて、その多くは自分が該当しているかは分かっていない」という認識を忘れず、漏れることがないような、被害者への周知方法を検討してもらいたい。

経済的支援制度の申請について、ホームページに掲載しているが、もっと身近に分かる、周

知の方法も検討が必要である。市町村窓口への情報共有の徹底をしていくなどの意見も出たが、県の支援制度の周知は、推進会議の大きな意義であると考えている。委員には自らが関係する広報・啓発にご協力いただきたい。

(会長)

今の意見をまとめると、犯罪被害者の経済的支援に対する希求力が統計的にも弱い傾向がいわれており、そこをどうフォローしていくのか、事務局でも対応を考えていただきたい。地道な作業にはなるが、よろしくお願ひしたい。

(委員)

岡上委員から、弁護士相談が1件と説明があったが、誤解のないようお伝えする。法律相談が一般犯罪合わせて51件、性暴力で44件、裁判所への同行が全体で119件、性暴力で46件と、弁護士もセンターと一緒に支援していることを申し添えたい。

資料1：「指針に係る支援施策の取組状況」1ページに、弁護士会との協定についてあるが、弁護士会でも弁護士に活用するよう周知している。課題としては、この協定の対象が身体犯に限られること。経済犯の特殊詐欺被害では、お金を取られた上に、弁護士相談でさらにお金が必要になる。他県では、身体犯に限らない協定を結んでいる所もある。犯罪を限定しない協定をご検討いただきたい。

(事務局)

相談業務について、まずは身体犯から検討した。他県の、犯罪を限定しない協定は承知しており、今後の検討課題とさせていただきたい。

### (3) 意見交換について

(事務局)

参考資料2「犯罪被害者等支援に関する意見交換（「二次被害の防止」について）」（以下「意見交換」という。）について、趣旨、テーマ及び意見交換の進め方を説明。県警察、センター、弁護士のそれぞれの立場から、職場環境の問題及びマスコミ報道の問題を中心に事例の提供を依頼。

(事務局-県警察)

報道に関する問題について、多数の報道陣が自宅前に集まり何度もインターフォンを押したり、「今の気持ちは」とか「犯人に対して一言」とマイクを向けるという、メディアスクラムといわれる状況が想像されると思う。県内でも東京のワイドショーのリポーターがやってきたり、写真週刊誌が事実でないことを交え、興味をあおる記事を掲載し、ご遺族が悔しい思いをしたことがあった。過熱取材は、様々な対策により一定減少したようにも感じるが、自宅が事件現場になれば、上空をヘリが飛び、規制線のそばから中継が行われ、自宅周辺に記者らしい人がいて外出できないこともある。警察では、ご家族の避難のための予算措置を講じているが、ご家族がいないところで、近所で取材をしたり、遺族の許可なく、卒業アルバムの写真を使用し報じることがあり、自分や自分の家族のことで、周りに迷惑を掛けていると感じ、ご近所と

の関係性が変わってしまう。また、知らない人が友人としてインタビューを受けていて不快に思っても、個人での対応能力を超えた問題である。報道の社会的な重要性和、犯罪被害者を守ることに、負担軽減することの折り合いをどうつけるか考える必要がある。

警察では、自宅への取材の自粛要請を出すことの助言や、被害者の意向を確認の上、学校や葬儀場、運ばれた病院等への報道規制線の設定といった管理者権限に基づく対応を求めている。被害者の不安を軽減するため、自宅周辺の警戒等も行うが、取材を受けたい方もおり、全てを排除することが前提ではなく、意向確認の上、必要な対応をとっている。本県でも、全国ニュースになるような事案でヘリが飛んだり、向かいのアパートから望遠で撮影されるということがあったが、離れた場所だと管理者対策を講ずることができないため、できることが限られ、被害者等にすれば、不特定多数の目にさらされ、不安や恐怖を感じるようになってしまった。

ある事件で、事実と異なる内容が報道され、それにより親戚から心ない言葉をかけられたり、近所で無責任な噂をされた。このように、裁判で事実が認定されても、訂正記事は出ることはなく、判決を伝える記事も小さかった。事実が確定していないにもかかわらず、事件直後のセンセーショナルな内容の記事が誤解を生み、SNS 上での誹謗中傷等、周囲の心ない言動に、訂正する術もなく苦しみ続けるご遺族もいる。

職場環境の問題は、被害者やご遺族の仕事復帰が難しいこと。復帰しても、心ここにあらずでミスを重ねたり、集中できなかつたり、突然涙が溢れたりする。性被害に遭った方が同性の上司に相談をした際に、「自分も経験があるが、いい加減立ち直らないと、いつまでもそんなことじゃ困る」と叱責された。家族のために頑張らないととの励ましのつもりだったと思うが、上辺だけの励ましと感じ、仕事を辞めたくなった。また、「退職してどうやって暮らしていくのか」と家庭内がギクシャクしたり、有給を全て消化しこれ以上休めない方が「大変なのは分かるが、こんな状態で仕事を続けるのは難しいのでは」と暗に退職を勧められるケースもあった。療養のため仕事を休まざるを得なかつたり、退職を余儀なくされた被害者には、休業補償を考慮し犯罪被害者等給付金を支給できるケースもあるが、ご遺族の休業を補償する制度はない。周囲の理解が得られず不当な扱いを受けることで、社会的に孤立し、生活が行き詰まる。二次被害の影響は大きく、子育て支援や障害者支援と同様に、社会的な意識の醸成を図る必要があると感じている。

(委員)

報道に関する問題について、一つは新聞等で損害賠償の金額が出ることで、周囲に噂されること。このことについては、高知弁護士会からも報道機関に申入れをしたことを伺っている。「被害弁償を受けられて良かったね」と言われるが、被害弁償を受け入れることで、刑罰が軽くなることもあり、被害者は葛藤しながら受け入れていることを気づいてもらえない。職場の上司や周囲の信頼できる人でも被害状況について話すことは難しい。状況を説明できず、仕事を休み、場合によっては休職、退職となることもある。被害者が精神的に苦しくなるのは、職場の中での理解が進んでいないことが理由の一つである。

また、低学年の子どもが性被害の対象となる事件では、教職員等からの配慮のない対応で被害児童とその親が二次被害を受けていることがある。被害者が支援を受けようと訪れた先で被害情報が拡散され、精神的につらくなり、公的な支援を受けることを諦めたということもあった。

生活保護受給世帯では、犯罪被害の被害弁償を受けると、その相当額を、支給された生活保護費から返還する必要がある、被害弁償を生活の足しにすることはできない。昨年の推進会議でも、これは国の施策だから県は単独で対応できないと説明があったが、県から国へ声を上げていただきたい。その動きが全国的に広がれば国も動くのではないかと期待している。

また、自宅が被害場所のため転居を希望しても、公営住宅に空きがなく、家賃や場所等の条件に合う物件がないことで転居できず、再被害が続くケースがある。近所からの偏見や、誹謗中傷などの二次被害の報告も多い。センターでは、警察や弁護士の支援と比べて、被害者が何に困っていて、何をすると少しでも楽になるというところに焦点を当てて支援していることもあり、このような事例を相談されることも多い。被害者を二次被害から防ぐために、被害者が受ける不安など、被害者が置かれる状況について、理解をいただく広報の必要がある。一人ひとりの考え方が変わらない限り二次被害をなくすことは難しい。支援者側も、例えば面接相談の中で被害者のことを知ろうと質問することが被害者に「こんなことまで聞かれるのか」と思われてしまえば、それは二次被害となる。気遣いを持った配慮ある対応が必要である。インターネット上の報道等は、その記事は消せても、全て消すことは難しく一生付きまとうため、被害者と接する際は、一人ひとりの配慮が必要である。

(委員)

被害者支援の中で見聞きしたことも含めお話しする。

報道による二次被害について、一度刑事裁判を見ていただきたい。刑事裁判では原則として見聞きした証拠などをもとに判断するとされている。裁判が始まると、検察が起訴状を読み、自宅が被害場所であれば、住所が特定される情報や、被害者の名前が読み上げられる。冒頭陳述では、事件のストーリーを話し、加害者との関係性が言及される。性被害など一部の事件では、被害者の特定につながる情報を明らかにしない、秘匿の決定をする場合があるが、検察官が申出をし、裁判所の許可がないと秘匿とならない。裁判は公開で行われ、記者や一般の方も来ており、裁判をするだけで多くの情報が出てしまう。裁判で明らかになった情報のうち、どの情報が報道されるか、被害者は予測できない。先程も話が出たが、賠償金額について報道がされ、心ない言葉をかけられ、二次被害を受ける。殺人事件など、センセーショナルな報道が予測される場合は、弁護士からも報道の自粛を求めるが、報道機関には報道の必要性があるため、折り合いを付けるのが難しい。

高知県のような小さい地域では、被害者の名前を伏せても、加害者の情報や、加害者との関係性から調べられ、被害者が特定されてしまう。災害で家族を亡くした人に対して偏見を持って対応する人はいないが、犯罪で家族を亡くした人には、被害者にも落ち度があったのではな

いかと偏見を持って対応する人がいる。どちらも家族を失っているのは同じなのである。

職場での二次被害について、事件の報道により、先に勤務先から事件について察知されて退職を促されたり、被害が大きく復職が難しく、事情も話すことができないため退職を余儀なくされることもある。仕事を続けるために、雇用主に理解を求め、休職するには、一定の被害の開示が必要となる。しかし、情報がどの程度共有され、どこからは秘密にされるか、保証を得るのが難しい。職場の理解を得て、出勤時間を変更しても、特別扱いだと言われたり、事件を知る人から励ましのつもりで、「いつまで落ち込んでいるのか」と言われたり、被害者は傷つき職場に居づらくなる。被害者に対する偏見をなくすとともに、誰でも被害に遭う可能性があることを理解してもらおう広報・周知をしていただきたい。

(委員)

犯罪被害に遭った児童に対する教職員の対応について、教育現場にいる人がみんな完璧な人格者ではない。また、教職員からの被害に遭っている事例もある。いじめは、当事者がいじめられたと感じれば、いじめとなるが、二次被害についても同じである。教職員の人権感覚や人権意識が重要になってくる。自分の考え方は全て正しく、その正しいことを子どもに教えるという感覚ではなく、それぞれの児童生徒の心情を理解、共有し、寄り添うという根本的な部分が大事である。教育現場で、思いやりの心を持つことが大事だ。こうすると相手に喜ばれるよと指導しているが、そこには大きな落とし穴がある。その指導の結果、自分の気持ちを飲み込み、相手に合わせ、嫌なことを嫌だと言えなくなる。相手に嫌だと伝えることは、思いやりの心を持つことと相反してしまうからである。「嫌」なことは「嫌」、しんどいことはしんどいと言える力を付け、子どもたちが自分の命を守り、安心して暮らせる状況を作ることが重要である。

また、性犯罪の加害者を遡ると、家庭で愛情を受けられず育ったケースも見受けられる。そういう家庭で育った子どもに、学校の中で、自分が大事にされていると実感させ、安心して学校生活を送らせることで、人を傷つけない人間を育てていくことが大事である。家庭で救えなければ、学校で子どもの気持ちを受け止め一人でも救っていく。嫌なことを嫌だと安心して言えるような教育現場を築く、それが人権教育であると考えている。そのことが二次被害を与えないことにもつながっていくと考える。

(委員)

整理すると、二次被害とは、「本来受けるべきではない社会的制裁を受けている」と言えると思う。誹謗中傷につながる間違った情報が伝わる経路は幾つかあると思うが、例えばマスコミの報道に対する事例があったが、マスコミ対応に慣れている被害者はまずいないと思う。被害に遭って大変なときのマスコミへの対応には、警察のサポートが必要になると思う。

報道が過熱しないため、また、迷惑な取材への対応について、警察ではマニュアル等を持っているか。

(事務局-県警察)

事件発生後の支援員の動きも含めたマニュアルがある。

(委員)

事件後、時間がたった後も報道過熱が収まらない場合は、相談すれば、新たに対応してもらえるか。

(事務局-県警察)

殺人事件などは、ご家族と管轄署で、直接連絡が取れる形で連絡体制を保持している。

(委員)

マスコミへの対応は、素人では対応はできないと思うので、対応に慣れている人がするしかないと感じた。

本日は議論がなかったが、SNSの誹謗中傷については、速度が非常に速く、影響力も大きい。対応の仕方もまだ見えないので、マスコミへの対応と同じように、SNSを熟知している人が対応しないと被害者を救えないと考える。

また、高知県の地域コミュニティのネットワークがしっかりしていることが、二次被害を引き起こす原因になっている。コミュニティがしっかりしていることは、社会としては良いことだが、すぐに情報が広まってしまい、ともすると誹謗中傷に走り、二次被害となる。明確な対応策があるわけではないが、間違った情報が出てしまったときは、キーパーソンとなるような人に正しい情報を伝え、コミュニティの中で情報を修正してもらうしかないが、特に、高知県のような小さなコミュニティでは、対応を考えることが重要となる。

同じく地域コミュニティということで、子どもたちのネットワークも非常に濃い。子どもたちに悪意はなく、理解が不十分なままに間違った情報が伝わる。そのコントロールは担任の先生になるだろうが、子どもたちのうわさ話に聞き耳を立て、人権侵害があればすぐ対応できることが大事。誹謗中傷が広がる経路として、マスコミやSNS、地域コミュニティ等があり、どう整理し、どう正しい情報を伝えるかが鍵となると考える。

(委員)

教職員の心ない言動による二次被害について、あってはならないこと。例えば、性被害に遭った子どもは、往々にして多動や攻撃性、試し行動が見られる。しかし、対応する側に知識がなければ、問題行動であるとか、発達障害であるとか、間違っただけで認識してしまい、子どもやその親御さんをさらに追い込んでしまっている事例はあると思う。臨床心理士がスクールカウンセラーとして多くの学校に行っているが、積極的に研修等を行い、トラウマを受けた子どもが取りがちな行動等を教職員に周知することが重要であると思った。今後、心理士会の会合等で情報を共有していきたい。

(委員)

雇用主の立場で、社員等が被害者となり、出勤が困難な場合、法定で決まった休暇を取得してもらうことは可能だが、取得できる休暇を超した場合は給与が発生しない。それでも被害者が仕事を続けたい場合、労働局や労働法等で、給付金が出て一定期間生活を支援し、雇用を守

る制度などはあるか。

(委員)

厚生労働省としては、休暇取得促進のため、環境改善のサイトを立ち上げている。そこで、事業主の方々には、年次有給休暇以外の特別な休暇制度を設けていただけないかご案内をしているのが現状である。

(会長)

時間になったが、本日の議論の状況から、①令和4年度の効果的な支援制度の広報・周知などの取組について、②二次被害の防止について、本日出た事例等の発表などの実態を踏まえ、今後の取組の方向性について、もう少し議論が必要であると考えます。第3回推進会議の開催の調整をお願いしたい。

(事務局)

いただいた意見を整理し、次回の推進会議の日程調整等をさせていただきます。